

日本ギリシア語ギリシア文学会報告

会計報告

2015 年度決算

収入の部	金額	支出の部	金額
前年度繰越金	598,319	「プロピレア」21号印刷代	121,000
執筆者分担金	27,000	(執筆者分担金)	(27,000)
雑誌売上	4,000	(印刷補助金)	(94,000)
役務費※1	2,400	役務費 ※1	2,400
利子等	184	役務費補助※1	1,600
		発送費	5,538
		雑務費	8,289
		その他	734
計	①631,903	計	②139,561

①－②＝492,342 (2016年度への繰越金)

※1：「執筆者分担金および役務費の改定について」を参照

2016 年度予算

収入の部	金額	支出の部	金額
前年度繰越金	492,342	「プロピレア」22号印刷代	130,000
執筆者分担金※1	30,000	(執筆者分担金)	(30,000)
会費収入	70,000	(印刷補助金)	(100,000)
役務費※3	3,000	役務費	3,000
利子等	130	役務費補助※3	2,000
		発送費	6,000
		雑務費	8,000
		次年度繰越金	446,472
計	595,472	計	595,472

2016 年度会費の納入のお願い

昨年10月に「プロピレア」21号を発送したさいにお知らせしましたとおり、2016年度から再び会費の徴収しております。「プロピレア」の発行にあわせて会計年度は9月から翌年8月までです。納入は郵便振替にてお願いいたします。

執筆者分担金および役務費の改定について

「プロピレア」21号から執筆者分担金が1ページ当たり300円になりました。また文書の入力作業に対する役務費（1ページ500円）は、これまで依頼者が全額を負担してきましたが、この度の見直しにより、1ページ当たり300円を依頼者が負担し、200円を会が補助することになりました。

役員

会長： 浮田 三郎

副会長： 石岡 精三

運営委員

編集担当： 橘 孝司

会計担当： 佐藤 りえこ

プロピレア 21号への正誤表

p.15

(誤) 個人

(正) 故人

p.87

(誤) 「広島文学資料保全の会」の代表者である

(正) 「広島文学資料保全の会」(土屋時子代表)の理事である

CONTENTS

(誤) Consideration of Characteristics of Modern Greek Popular Music —

Musical Play, *The Song of the Dead Brother*, by Mikis Theodorakis

Minoru DOIMOTO 36

(正) Writing and Composing Music of the Poems

“The Sun and Time” by Mikis Theodorakis

Minoru DOIMOTO 36

以上お詫びして訂正させていただきます。

日本ギリシア語ギリシア文学会会則

- 第1条 本会は日本ギリシア語ギリシア文学会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の学術の向上発展とギリシア語学・文学研究の交流をはかることを目的とする。
- 第3条 本会はギリシア語学・文学研究に熱意を有し、本会会則を諒とするものをもって構成する。
- 第4条 本会は第2条の目的を達成するために下の事業を行う。
(1) 研究会誌の発行
(2) 研究発表会、講演会
(3) その他必要な事業
- 第5条 本会は第二条の目的を達成するために下の機関を設ける。
(1) 総会
(2) 運営委員会
- 第6条 本会の事務局は広島大学国際センター国際教育部門浮田三郎気付に置く。
- 第7条 本会に下の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 1名
(3) 運営委員 若干名
- 第8条 役員任期は原則として1年とする。但し、再任を妨げない。
- 第9条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。
- 第10条 総会は年一回会長がこれを招集する。但し、会員の3分の1以上の要求があれば、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 第11条 総会は全員の過半数をもって成立し、出席会員の3分の2以上で議決する。
- 第12条 運営委員は総会の選出による委員をもって構成し、研究会誌の編集その他本会の運営を担当する。
- 第13条 運営委員は総会の互選による委員長、副委員長、会計各1名を置く。
- 第14条 本会の経費は会費、その他の収入による。
- 第15条 本会の会費は年2000円（在外会員2500円）とする。
- 第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。
- 第17条 本会則の改正は運営委員会に於て発議し、総会の審議を経て決議する。

以上

この会則は1987年9月7日から適用する。

附記

- 1993年7月10日 第15条 会費一部変更
1997年7月19日 会の名称を研究会より「日本ギリシア語ギリシア文学会」に変更
2014年3月20日 第6条 所在地の変更

「プロピレア」投稿規定

- 1) 内容はギリシア語・文学に関する論文、研究ノート、書評、翻訳（対訳も可）エッセイ、及び報告とする。
- 2) 原稿は原則としてワープロ完成原稿とし、印刷費は執筆者負担とする。
- 3) 用語は日本語・英語・ギリシア語・ドイツ語・フランス語・イタリア語に限る。
- 4) 用語が日本語の場合には欧文の、欧文の場合には日本語の要約を付すことができる。
- 5) 論文の不採用の場合は、本人に返却する。